会計	繰越	検算	転記		
9	9	大	済	中	0 0 0

（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　きむらたろうはくさんかい

1　政治団体の名称　木村太郎白山会

2　主たる事務所の所在地　東京都中央区新富２－３－４
（株）ビル代行内

3　代表者の氏名　鈴木　貞一郎

4　会計責任者の氏名　佐々木　俊一　2001

5　平成　２５　年分

団体コード	1 1 7 0 1 2 1 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	2，257，923 円

事務担当者の氏名　工藤 貴弘

電話番号　03－3508－7407

受付 25.3 収支公開室 第号

受付 26.5.13 収支公開室 第号

3057 号 26.4.30 東京都選挙管理委員会 事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　レ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　木村　太郎
公職の種類　無津政議員　（現）・候

（※）資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日　から
平成	年	月	日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日　から
平成	年	月	日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

2140330

（その２）

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	3,610,221
（前年からの繰越額）	2,257,923
（本年の収入額）	1,352,298
支　出　総　額	446,541
翌年への繰越額	3,163,680

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	565,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	44

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	272,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	272,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	272,000	

【エラーチェック済】

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	役員会	55,000	H.25.5.22 木村太郎事務所内
2	総会	460,000	H.25.6.11 ホテルグランドヒル市ヶ谷
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	515,000	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	298	
	合　　計	298	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	鈴木　隆	12,000	H25/4/25	千葉県松戸市松飛台553-13	会社役員	
2	木村　得玄	10,000	H25/5/1	東京都三鷹市下連雀4-18-20	代表役員（僧侶）	
3	柴田　政英	10,000	H25/5/1	千葉県柏市根戸445-18	会社役員	
4	橋本　巖	100,000	H25/5/2	埼玉県朝霞市溝沼6-19-4	会社役員	
5	立川　久夫	10,000	H25/5/8	東京都江東区塩浜2-1-8-1105	会社役員	
6	山河　正信	10,000	H25/5/8	千葉県八千代市村上1113-1-3-17-102	会社役員	
7	笹谷　伸雄	10,000	H25/5/10	富山県射水市庄西町1-13-4	会社役員	
8	山崎　和夫	10,000	H25/5/10	千葉県千葉市美浜区真砂3-13-6-408	会社役員	
9	西村　信二	10,000	H25/5/16	愛知県名古屋市昭和区東畑町一丁目16番地	会社役員	
10	井上　郁彦	10,000	H25/5/20	東京都渋谷区代々木3-31-1	会社役員	
11	荻原　富保	10,000	H25/5/23	東京都中野区中野3-34-32-503	会社役員	
12	村上　久	10,000	H25/5/23	東京都多摩市馬引沢1-4-7	会社役員	
13	武藤　晃司	10,000	H25/5/24	東京都墨田区千歳2-14-4-303 フォルスコート両国千歳	会社役員	
14	染谷　眞人	10,000	H25/5/30	東京都中央区日本橋箱崎町39-3	会社役員	
15	嶋田　雅景	30,000	H25/5/31	東京都目黒区柿の木坂2-27-22	会社役員	
16	渋谷　俊彦	10,000	H25/6/14	鹿児島県出水市西出水町1750番地	会社役員	
17						
	その他の寄附	0				

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
	合　　計	272,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	31,790	0	
小計	31,790	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	414,751	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	414,751	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	414,751	0	
合計	446,541		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	郵送代	11,360	H25/4/22	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	監査料	10,500	H25/5/13	ベリタス法律事務所	東京都港区赤坂8丁目5-32中駒ビル1階	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	9,930				
	合計	31,790				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					役員会（平成25年5月22日）	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	食事代	55,000	H25/5/22	番屋　赤坂店	東京都港区赤坂2-14-34　赤坂パロスビル	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	55,000				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					総会（平成25年6月11日）	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	郵送代	11,040	H25/5/9	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	会場代	257,325	H25/6/11	ホテルグランドヒル市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
3	会場代	29,452	H25/6/11	ホテルグランドヒル市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
4	会場代	14,443	H25/6/11	ホテルグランドヒル市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
5	会議代	18,511	H25/6/11	博多満月	東京都千代田区五番町4-2-2東プレビル2階	
6	郵送代	14,880	H25/6/28	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	14,100				
	合計	359,751				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

【エラーチェック済】

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　4月30日

政治団体の名称　木村太郎白山会

会計責任者の氏名　佐々木　　俊一　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成 26 年 4 月 25 日

木 村 太 郎 白 山 会
代表　　鈴木貞一郎　殿

登録政治資金監査人　遠藤幸子

登録番号　　第　861　　号
研修終了日　　平成 21 年　4　月　22　日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第1項の規定に基づき、木村太郎白山会の平成 25 年 にかかる法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出の目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、木村太郎白山会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、木村太郎白山会の従たる事務所(東京都千代田区永田町 2-1-2

衆議院第2議員会館 809 号室）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

木村太郎白山会 と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実は無い。

また、木村太郎白山会 と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者の間においても、同様である。

以　　上